

News Letter

Topics

- I 家の中でもできる運動不足解消法
- II 「建設業法のツボとコツがゼッタイにわかる本」のご案内
- III 建設業法改正 「パブリックコメントの募集開始」
- IV 建設業許可～（続）許可の要件②「専任技術者」について～
- V スタッフのつぶやき「GW何して過ごしましたか？」

いつもお世話になりありがとうございます！

担当:中村

～家の中でもできる運動不足解消法～

外出自粛期間中、私はほぼ家にこもりっきりの生活を送っていたのですが、ある日、「体が重い！」とはっきりわかるほどの運動不足を実感しました。（もしやこれがコロナ太り…？）
このままではまずいと思い、何か家でできる運動はないかと調べてみました。
今回は、私が試してみた家の中でもできる運動不足解消法をご紹介します！

① 2週間で10キロ痩せるダンス

昨年流行っていたダンスに再びトライしてみました。

一番メジャーな「HAND CLAP」の他にも色々な種類があるので、飽きずに楽しめます！

② バニトレ

動き自体はそんなに激しいものではないのですが、なぜかとても疲れました。

③ プランク

シンプルですが、これが一番きつくて、一番効きます！

皆様もよろしければぜひお試しください(^^)



「建設業法のツボとコツがゼッタイにわかる本」のご案内

当社の寺嶋菜乃と私大野の共著による「建設業法のツボとコツがゼッタイにわかる本」が令和2年6月25日に秀和システム様より出版されます。

本書は建設業者様からのご相談事例を基に、Q&A形式で建設業法の規定について解説をした書籍となっており、令和2年10月1日の改正建設業法施行にも対応しております。7章で構成されており、それぞれのテーマは次のとおりです。

① 建設業を始める前に・・・建設業許可制度に関するQ&A

② 建設工事について

③ 建設工事の請負契約について

④ 技術者について

⑤ 施工体制台帳・施工体系図について

⑥ 監督処分と罰則について

⑦ その他、コレも押さえておこう・・・建設キャリアアップシステム等知っておくべきことのQ&A

建設業の管理職の方、建設業許可ご担当者の方、法務部の方、現場の技術者の方など、幅広い職種の方にコンプライアンスマニュアルとしてご活用いただけたらと思います。

Amazonにて予約受付が開始されていますので、是非お買い求めくださいませ。

<https://www.amazon.co.jp/dp/4798061654/>

(担当:大野)

「建設業法のツボとコツがゼッタイにわかる本」



〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋34F

行政書士法人名南経営

社員行政書士 荻野恭弘 ・ 社員行政書士 大野裕次郎 ・ 社員行政書士 原田 裕

◆ TEL 052-589-2362 FAX052-589-2367 ◆ web <http://gyousei-meinan.com/>

建設業法改正 「パブリックコメントの募集開始」

今年10月の改正建設業法の施行を前に、パブリックコメントの募集が始まっています。（意見募集対象は、建設業法施行令・施行規則等改正に係るものです。）

パブリックコメントとは、国の機関が政令や省令等を定めようとする際、事前に、広く国民から意見を募集し、その意見を考慮することです。パブリックコメントを募集することで、行政運営の公正さを確保・透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的としています。

意見は、①電子メール、②FAX、③郵送 のいずれかの方法で提出することができます。今回の**募集期間は令和2年6月12日（金）まで**となっております。

※パブリックコメントの詳細 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155200311&Mode=0>

上記URLを確認すると、「省令案の概要」が資料としてあがっています。概要の内容は、改正建設業法の条文だけではわからない基準や確認資料等の「詳細」が記載されています。例えば、経管の基準を見てください。現行法では「取得したい業種と異なる業種の建設業経営経験は6年必要」という基準がありますが、改正法では「建設業の経営経験であれば業種問わず5年」となりそうです。

このパブリックコメントの募集を経て、令和2年10月には改正建設業法と併せて改正施行令・施行規則も施行されます。引き続き、改正の動向には注目していきましょう。（担当：寺嶋）

建設業許可～許可の要件②【専任技術者】～

【許可の要件②「専任技術者」について】 ※前回からの続き
許可を受けようとする建設業許可が「一般建設業」であるか「特定建設業」であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。

「特定建設業の専任技術者となり得る技術資格要件（①②③のいずれか）」

- ①一定の国家資格等を有する者
- ②一般建設業の専任技術者となり得る要件（※前回の①②③のいずれか）を有し、
 - ・許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、かつ、その請負代金の額が税込4,500万円以上であるものについて2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ※**指定建設業**は除きます
- ③その他

- ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査を受け一般建設業の営業所専任技術者になり得るとしてその認定を受けた者
- ・**指定建設業**に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者（現在は新規に当該講習等の受講は不可）

★次回は許可の要件②「財産的基礎」です。

（担当：松裏）

【指定建設業（7業種）】

- ・土木工事業
- ・建築工事業
- ・電気工事業
- ・管工事業
- ・鋼構造物工事業
- ・舗装工事業
- ・造園工事

行政書士法人名南経営 許認可チームスタッフ

「GW何して過ごしましたか？」



★大野 裕次郎★

「子供とNintendo Switch！」



★寺嶋 紫乃★

「掃除・断捨離」
年末より念入りに…(笑)



★松裏 浩子★

「お菓子作り」
マフィンとパウンドケーキ



★中村 桃子★

「韓国ドラマ」
今話題の『梨泰院クラス』を見ました！



★片岡 詩織★

「リモート飲み会」
頻りに会えない遠い友達とも飲み会ができて、いい時代です！

